

# 青森短期大学学則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、職業に必要な学術理論と実務的専門知識を授け、有能にして良識ある人材の育成をはかり、地域における経済・文化・福祉活動の発展に創造力をもって貢献する社会人を育成することを目的とする。

2 本学における教育研究上の目標は次に掲げるとおりとする。

地域創造学科は、一般教養のみならず、青森の社会・文化・歴史を幅広く理解させるとともに、ビジネス専攻および子ども専攻における専門知識・技術を身に付けさせたいうで職業意識を高め、地域活性化に貢献できる人材を育成する。

ビジネス専攻は、情報学、図書館学、スポーツ科学などの専門知識と技術を身につけた人材を育成する。

子ども専攻は、保育士養成課程に基づき、社会のニーズに的確に対応できる保育士を育成する。

(学科)

第2条 本学に地域創造学科を置く。

2 学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
地域創造学科	ビジネス専攻	40名
	子ども専攻	20名

3 前項の内、保育士養成課程の受講定員は1学年20名とする。

(学年及び学期)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わることがある。

3 学年を分けて、次の2学期とする。

4月1日を学年の始期とする場合

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

10月1日を学年の始期とする場合

前学期 10月1日から翌年3月31日まで

後学期 4月1日から9月30日まで

(休業日)

第4条 休日及び休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律178号) に定める休日

- (3) 創立記念日 4月15日
  - (4) 夏季休業 8月10日から9月30日まで
  - (5) 冬季休業 12月24日から翌年1月13日まで
  - (6) 春季休業 2月25日から3月31日まで
- 2 学長は、必要と認める場合は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
  - 3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

(修業年限及び最長在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年数は、4年を超えてはならない。

## 第2章 教育課程及び履修方法

(履修方法及び卒業単位)

第6条 授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目（司書に関する専門科目を含む）、並びに教職及び保育士に関する専門科目とする。

第7条 授業科目の履修方法及び取得すべき単位数は、次のとおりとする。

- (1) 必修科目  
24単位を履修しなければならない。
- (2) 選択必修科目  
12単位を履修しなければならない。
- (3) 選択科目  
32単位以上を履修しなければならない。
- (4) 教職に関する専門科目
  - ア 教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の授業科目を履修しなければならない。
  - イ 本学において取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

学 科	教員免許状の種類	免許教科
地域創造学科	中学校教諭第二種免許状	社 会
- (5) 前項の履修については、青森短期大学教員養成課程規程に定めるところによる。
- (6) 司書に関する専門科目  
図書館法及び同法施行規則に定める所定の授業科目を履修しなければならない。
- (7) 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則及び児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の規定に基づき、所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- (8) 前項の履修については、青森短期大学保育士養成課程規程に定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第8条 本学の授業科目及びその単位数は別表(1)のとおりとする。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目を履修した者には、所定の単位を与える。

- 2 授業科目の単位計算方法は、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算する。
  - (1) 講義については、15時間の講義をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、15時間又は30時間の演習をもって1単位とする。
  - (3) 実験、実習又は実技については、30時間又は45時間の実験、実習又は実技をもって1単位とする。
  - (4) 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
  - (5) 学生が前号の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなし、卒業の要件単位として認めることができる。

(試験及び成績)

第10条 授業科目の単位認定は、原則として試験による。

- 2 試験は、各学期末にその履修した授業科目について行う。ただし、臨時に行う事がある。
- 3 試験の成績は、優、良、可及び不可とし、不可は不合格とする。

(卒業)

第11条 学長は、教授会の議を経て、本学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者に学位記を授与する。

(学位)

第12条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

- |        |            |
|--------|------------|
| ビジネス専攻 | 短期大学士（経済学） |
| 子ども専攻  | 短期大学士（保育学） |

### 第3章 入学、休学、退学および転学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、各学期の始めとする。

(入学資格)

第14条 入学資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校及び中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ず

- る者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (5) 文部科学大臣の指定した者
  - (6) 大学入学資格検定規程の定めるところにより、文部科学大臣の行う大学入学資格検定試験に合格した者

(入学志願)

第15条 入学志願者は、次の書類に入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 本学所定の用紙による入学願書(写真貼付)
- (2) 出身学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- (3) 出身学校の調査書又は単位取得証明書
- (4) 推薦入学の場合には、原則として出身高等学校長の推薦書
- (5) 大学入学資格検定試験に合格した者は、合格証明書及び合格成績証明書

(入学者の選抜)

第16条 本学は、入学志願者について選考の上、入学を許可する。

(入学の手続き)

第17条 入学を許可された者は、本学所定の用紙により、指定された期間内に入学手続きを完了しなければならない。

(保証人)

第18条 保証人は、学生の親権者又は保護者であって、学生の身上に一切の責任を負うものとする。

第19条 保証人に変更が生じたときは、直ちに届け出なければならない。

(休学)

第20条 病気その他の事由で3ヶ月以上修学できないときは、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の上、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、1年以内とする。

(復学)

第21条 休学した学生が復学を希望するときは、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を得て復学することができる。

- 2 復学の時期は、各学期の始めとする。

(再入学)

第22条 正当な理由で退学した者が、再入学を希望するときは、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を得て再入学することができる。

(退学)

第23条 退学しようとする者又は他の大学等に転学しようとする者は、保証人連署の上、

事由を記して学長に願い出てその許可を得なければならない。

(編入学)

第24条 本学に編入学を希望する者又は他の大学等から転入学を希望する者に対しては、事情を考慮して許可することがある。

## 第4章 授業料、入学金、その他の学費

(入学金及授業料等)

第25条 本学に入学を許可された者は、所定の入学金その他の学費を所定の期間内に納めるものとする。

2 前項の授業料その他の学費納入金は、別表(2)による。

3 やむを得ない事情がある者に対しては、授業料その他の学費を期限を定めて分納を許可することがある。

第26条 休学期間中は、別に定めるところにより授業料を減額する。

第27条 すでに納入した授業料その他の学費は、原則として返還しない。ただし、前条の規定により減額された場合にあつては、この限りでない。

2 学期の途中で退学した者に対しても前項と同様とする。

第28条 必要によって、実験・実習費等を徴収することができる。

第29条 授業料その他の学費の納付を怠った者は、これを除籍することができる。

## 第5章 教職員組織及び教授会

(職員)

第30条 本学に、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教、助手並びに事務職員及び技術職員その他必要な職員を置く。

(教授会)

第31条 本学に、重要事項を審議するために教授会を置く。教授会は、学長及び専任の教授及び准教授をもって組織し、必要によって他の教職員の出席を認めることができる。

第32条 教授会は、つぎの各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学則その他重要な規程の制定及び改廃に関すること

(2) 教員の資格に関すること

(3) 研究及び教育に関すること

(4) 学生の入学、退学、転入学、編入学、休学、卒業及び賞罰に関すること

(5) その他重要な事項

(教授会運営及び各種委員会)

第33条 教授会の運営については、別に定めるところによる。

2 本学に委員会を置く。委員会の運営については、別に定めるところによる。

## 第6章 科目等履修生、委託学生及び公開講座

(科目等履修生及び委託学生)

第34条 本学は、広く社会に門戸を開き、志ある者に対し科目等履修生又は委託学生として就学の機会を与える。

第35条 官庁又は公共団体等から本学の特定の授業科目について、修学することを委託された者があるときは、選考の上、委託生として入学を許可することがある。

第36条 科目等履修生及び委託学生に関する規程は、別に定めるところによる。

(公開講座)

第37条 本学は、公開講座を開設することがある。

## 第7章 図書館

第38条 本学に図書館を置く。

2 図書館については別に定めるところによる。

## 第8章 寄宿舍及び保健施設

第39条 本学に寄宿舍を設け、通学困難な学生の便宜を図る。

2 寄宿舍に関する規程は、別に定める。

第40条 本学に医務室を設け、学生及び教職員の健康相談に応じ、必要がある場合には救急処置を行なう。

## 第9章 賞 罰

(表彰)

第41条 研究その他の業績が顕著な学生に対して、教授会の議を経て学長が褒賞することがある。

(懲戒、停学、退学および除籍)

第42条 学生が本学の規程に違反し、その他学生の本分に違反する行為があったときは、学長は教授会の議を経て懲戒処分として戒告、停学、退学及び除籍の処分をすることがある。

第43条 次の各号のいずれかに該当する学生は、教授会の議を経て学長が退学させることができる。

- (1) 学業成績が不良で成業の見込みがないと認められた者
  - (2) 正当な事由がなく1ヶ月以上欠席した者
  - (3) 正当な事由がなく授業料を納めない者
  - (4) 本学の方針及び学生の本分に違反した者
- 2 その他の懲戒処分に関する規程は、別に定める。

附 則

本学則は、昭和37年4月1日より施行する。

附 則

- ① 本学則は、昭和37年4月1日より施行する。
  - ② 本学則は、昭和38年4月1日より施行する。
  - ③ 本学則は、昭和39年4月1日より施行する。
  - ④ 本学則は、昭和41年4月1日より施行する。
  - ⑤ 本学則は、昭和54年4月1日より施行する。
  - ⑥ 本学則は、昭和59年4月1日より施行する。
  - ⑦ 本学則は、昭和60年4月1日より施行する。
  - ⑧ 本学則は、昭和61年4月1日より施行する。
  - ⑨ 本学則は、平成2年4月1日より施行する。
- 2 本学則施行の際、従前の旧免許状授与の所要資格を得させるための専門科目の教育課程（以下「旧課程」という。）については、平成2年3月31日に当該旧課程が適用される学科に在学していた者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- ⑩ 本学則は、平成4年4月1日より施行する。
  - ⑪ 本学則は、平成6年4月1日より施行する。
  - ⑫ 本学則は、平成8年4月1日より施行する。
  - ⑬ 本学則は、平成9年4月1日より施行する。
  - ⑭ 本学則は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。（教育課程の改正ほか）

附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2. 本学則施行の際、従来の旧免許状授与の所要資格を得らせるための専門教育科目及び教職専門科目の教育課程（以下「旧課程」という。）については、平成12年3月31日に当該旧課程が適用される学科に在学していた者が当該学科に在学しなくなるまで

の間存続するものとする。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成16年4月1日から施行する。
2. ビジネス創造学科の名称は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成16年3月31日に当該学科に在学する学生に関しては、当該学科に在学しなくなるまでの間、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2. 平成16年4月に募集停止した商経科二部は、平成16年3月31日に当該学部等に在学する者が、平成17年3月に当該学科に在学しなくなったので廃止する。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. ビジネス創造学科・昼間主コース及び夜間主コースは、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日当該コース等に在学する学生が当該コース等に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成18年2月15日から施行する。ただし第2条及び第7条第3号イの規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条の規程は、平成

20年10月1日から適用する。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から改正施行する。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から改正施行する。

別表（１）（第８条関係）

## 青森短期大学教育課程

授業科目		単位数			備考
		必修	選択必修	選択	
必修科目	イングリッシュ・コミュニケーション入門	2			卒業要件
	スポーツ	2			必修 24 単位
	表計算実習Ⅰ	1			選択必修 12 単位以上
	表計算実習Ⅱ	1			選択 32 単位以上
	ワードプロセッサ実習Ⅰ	1			合計 68 単位以上修得すること
	ワードプロセッサ実習Ⅱ	1			
	あおもり地域学概説	2			
	キャリアガイダンスⅠ	1			
	キャリアガイダンスⅡ	1			
	マネージメント	2			
	マーケティング	2			
	基礎演習Ⅰ	2			
	基礎演習Ⅱ	2			
	専門演習Ⅰ	2			
専門演習Ⅱ	2				
選択必修科目	簿記Ⅰ		2		
	簿記Ⅱ		2		
	ビジネス実務総論Ⅰ		2		
	ビジネス実務総論Ⅱ		2		
	ビジネス実務演習Ⅰ		2		
	ビジネス実務演習Ⅱ		2		
	社会福祉		2		
	児童家庭福祉		2		
	保育原理		2		
	社会的養護		2		
	教育原理		2		
	保育者論Ⅰ		2		
選択科目	ネットワークデータベース			2	
	OS			2	
	コンテンツ作成演習			2	
	ウェブデザイン演習			2	
	システム設計			2	
	ハードウェア・ソフトウェア			2	
	プログラミング			2	
	IPネットワーク			2	
	セキュリティ			2	
	生涯学習概論			2	

授業科目	単位数			備考
	必修	選択 必修	選択	
図書館経営論			1	
専門資料論			1	
図書館サービス論			2	
情報サービス概説			2	
レファレンスサービス演習			1	
図書館資料論			2	
資料組織概説Ⅱ			2	
資料組織演習Ⅰ			1	
資料組織演習Ⅱ			1	
資料特論			2	
児童サービス論			1	
スポーツマネジメント			2	
コーチング論			2	
生涯スポーツ			2	
スポーツ社会学			2	
スポーツ心理学			2	
スポーツイベント			2	
スポーツ教育			2	
救急法			2	
トレーニング論			2	
人間関係論			2	
国際経済			2	
プレゼンテーション実習Ⅰ			1	
プレゼンテーション実習Ⅱ			1	
秘書概論			2	
秘書実務			2	
会計学			2	
ビジネス文書			2	
図書館概論			2	
資料組織概説Ⅰ			2	
図書館利用			2	
日本語書籍購読Ⅰ			2	
日本語書籍購読Ⅱ			2	
情報社会学			2	
情報検索演習			1	
情報機器論			1	
日本語表現法			2	
ファイナンス			2	
日本語（会話）Ⅰ			2	
日本語（会話）Ⅱ			2	
あおもり文化論Ⅰ			2	

授業科目	単位数			備考
	必修	選択 必修	選択	
あおり文化論Ⅱ			2	
あおりの文学			2	
あおり考現学			2	
外国史Ⅰ			2	
経済学Ⅰ			2	
日本史			2	
異文化コミュニケーション			2	
地理学Ⅰ			2	
地誌学			2	
法学Ⅰ（日本国憲法を含む）			2	
倫理学Ⅰ			2	
商法			2	
子どもの保健Ⅰ			2	科目名変更
保育内容演習（環境）			1	科目名変更・単位数変更
保育内容演習（人間関係）			1	科目名変更・単位数変更
保育内容演習（言葉）			1	科目名変更・単位数変更
乳児保育			2	
選 保 育 の 表 現 技 術 （ 音 楽 表 現 Ⅰ ）			1	科目名変更・単位数変更
	保育の表現技術（造形表現）		1	科目名変更・単位数変更
保 育 の 表 現 技 術 （ 身 体 表 現 ）			1	科目名変更・単位数変更
	相談援助		1	科目名変更・単位数変更
保 育 者 論 Ⅱ			2	新設科目
	保育内容総論		1	新設科目
保 育 内 容 演 習 （ 健 康 ）			1	新設科目
	保育内容演習（表現）		1	新設科目
保 育 の 表 現 技 術 （ 言 語 表 現 ）			1	新設科目
	保育の表現技術（音楽表現Ⅱ）		1	科目名変更・単位数変更
スポーツ指導法（ｽｰ）			2	
スポーツ指導法（ﾃﾝｽ）			2	
スポーツ指導法（水泳）			2	
スポーツ指導法（卓球）			2	
スポーツ指導法（体操）			2	
保育実習Ⅰ			4	単位数変更
保育実習指導Ⅰ			2	新設科目
保育実習Ⅱ			2	
保育実習Ⅲ			2	
子どもの保健Ⅱ			2	科目名変更
子どもの保健Ⅲ			1	科目名変更
家庭支援論Ⅰ			2	科目名変更
家庭支援論Ⅱ			2	新設科目
障害児保育			2	単位数変更

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択 必修	選択	
選 択 科 目	社会的養護内容			1	
	保育実践演習			2	
	あおもり体験実習Ⅰ（造形）			1	
	あおもり体験実習Ⅱ（音楽）			1	
	あおもりの文学（表現絵本）			2	
	子どもの食と栄養			2	
	保育実習指導Ⅱ			1	
	保育実習指導Ⅲ			1	
	保育の心理学Ⅰ			2	
	保育の心理学Ⅱ			1	
	保育課程論			2	
	保育相談支援			1	
	キッズイングリッシュ			2	
	入門 日本語Ⅰ			2	
	入門 日本語Ⅱ			2	
	入門 日本語Ⅲ			2	
	入門 日本語Ⅳ			2	
	日本語（生活）Ⅰ			2	
	日本語（生活）Ⅱ			2	
	日本語（文化）Ⅰ			2	
	日本語（文化）Ⅱ			2	
	日本語（社会）Ⅰ			2	
	日本語（社会）Ⅱ			2	
	教 科 に 関 す る 科 目	法学Ⅱ			2
社会学Ⅰ				2	
社会学Ⅱ				2	
経済学Ⅱ				2	
哲学				2	
計		24	24	212	

教職に関する授業科目の種類及び単位数

授 業 科 目		単 位 数			備 考
		必修	選択 必修	選択	
教 職 に 関 す る 科 目	教職概論			2	
	教育原理			2	
	教育心理学			2	
	教育行政論			2	
	社会科教育法			2	
	道徳教育の指導法			2	
	特別活動の指導法			2	
	教育方法学			2	
	生徒・進路指導論			2	
	教育相談			2	
	教育実習Ⅰ			1	
	教育実習Ⅱ			4	
	教職実践演習（中）			2	
	介護等体験実習				
計				27	

別表（２） （第２５条第２項関係）

1. 入学検定料        30,000 円
2. 学        費

種 別	地域創造学科				備 考
	ビジネス専攻		子ども専攻		
入学金	200,000 円		200,000 円		
授業料	1 年次	520,000 円	1 年次	520,000 円	
	2 年次		2 年次		
教育充実費	1 年次	200,000 円	1 年次	200,000 円	
	2 年次		2 年次		
実習費	1 年次	45,000 円	1 年次	67,000 円	
	2 年次	100,000 円	2 年次	100,000 円	
計	1 年次	965,000 円	1 年次	987,000 円	
	2 年次	820,000 円	2 年次	820,000 円	